

11月22日の澁谷内閣審議官による記者ブリーフ概要

21日の首席交渉官会合では、1時間目の午前中に環境をやり、午後の2時間目はNCM、夜の3時間目は投資を行った。朝9時から夜9時半頃まで、今日もフルに行った。

<環境 (Environment) >

労働のチャプターと同様、貿易や投資の促進と環境保全を両立させようという、21世紀型の分野。国有企業、知的財産と並んでもっとも難航している分野の1つとされていたが、9月以降、分科会議長が新たに作成したドラフトにもとづいて精力的な調整が進められてきた。そもそも環境については、WTOの世界とは別に様々な国際条約が存在し、それも伝統的な自然環境に関するものから、近年の新しい分野である生物多様性など、まさに多様な条約があり、それらとの関係の整理とか、技術的な論点が残っている。今日CNでも議論したが、技術的な話は分科会で整理してもらって、再度CNに報告してもらうこととなった。ちなみに、環境の分科会は19から24まで、びっしりとスケジュールが組まれている。なお、環境については早めに終わったので、シンガポールのロジについても議論したとのこと。

<NCM (Non-Conforming Measures) >

投資、サービス特に越境サービスについて、一定の規制を留保するもの、つまり自由化しないものをネガティブリスト方式で書きだして、国ごとの留保表を、1対11で交渉する。基本は、留保表からこの項目を落とせという交渉をする。我が国からも大量のリクエストを出している。今日の首席交渉官会合では、個々の項目について議論するというよりは進捗状況の報告を受けたというところ。そのうえで、非常に多くの項目が未調整な状況なので、今のままではダメだ、もっと交渉を加速しろという指示が出された。NCMの分科会は21日から23日までやるので、そこで精力的に調整が行われることになる。

<投資>

テキストについては、各国どうして結ばれている投資協定にあるような一般的な事項はほぼ収束をしておき、主としてISDSなどについての議論が残っている。ISDSは、投資家による予見可能性を確保することで投資を促進すること、協定内容の履行を担保すること等の観点から、これまで各国が締結した多くの投資関連協定においてこの条項が盛り込まれている。まだ各国の意見が分かれているものもあり、特にISDSの適用対象や対象とするものの言葉の定義などで調整が続けられている。早い話が、例外を多く書きたいところとそうでないところ、という感じで分かれている。そうはいっても、重要なチャプターとしては、他の難航分野に比べると進んでいる方ではあるのでソルトレイクシティにいる間にできるだけ片付けよう、それで残された論点については、シンガポールで閣僚にご判断いただけるようなオプションを提示する方向で議論しよう、ということになった。

分科会は、この分野の交渉官はNCMの交渉官も兼務しているところが多いので、NCMの分科会をやっている21日から23日までは投資の分科会をやらずに、最後の24日にもう一度やる予定だったが、NCMとは別に投資の分科会も、あと1、2回追加で開催することを検討するよう。そのうえで、整理した論点を再度、首席交渉官にあげるようになった。

以上であるが、議長国から、すべての分野について残された課題が結構あるというスライドを見せて交渉を加速するよう促す場面もあったようで、シンガポールに向けた「大詰め感」を首席交渉官同士で共有したようである。

<分科会>

本日は首席交渉官会合と並行して、10の分科会（ワーキンググループ）が開催されている。国有企業、SPS、知的財産、環境、政府調達、労働、原産地規則に加え、本日から、物品の市場アクセス、NCM、金融サービスが開始された。

（以上）